

北陸信越運輸局報

第 3 6 6 号

平成 2 5 年 3 月 2 1 日 (木曜日)
(毎月 3 回 1 ・ 1 1 ・ 2 1 日発行)

発 行 北 陸 信 越 運 輸 局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号
電 話 (025) 285-9000
F A X (025) 285-9170
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

公 示 △道路運送法施行規則第 5 5 条の規定による公示	・ ・ ・ ・	1 ページ ～ 2 ページ
許 認 可 △自動車分解整備事業の認証等	・ ・ ・ ・	3 ページ ～ 5 ページ
行政処分等 △一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	・ ・ ・ ・	5 ページ ～ 8 ページ

○ 公 示

公示第 8 3 号

道路運送法施行規則第 5 5 条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から 1 0 日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から 1 0 日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称 (住所並びに代表者の氏名省略)
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成 2 5 年 3 月 1 3 日

北陸信越運輸局長 和 迩 健二

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名及び名称	運賃ブロック	事案の概要		
			種類	現行	申請
2 4 旅第 1 9 号	大和自動車交通株式会社	南加賀交通圏	定額運賃	なし	別紙のとおり

別紙

運行区間	車種区分	定額運賃額 (円)	障害者割引 適用定額運賃 (円)	深夜早朝割増 適用定額運賃 (円)	障害者深夜早朝割 増適用定額運賃 (円)
小松空港～川北町エリア	中型車	5,200	4,680	6,240	5,610
	小型車	4,500	4,050	5,400	4,860
小松駅～川北町エリア	中型車	4,100	3,690	4,920	4,420
	小型車	3,700	3,330	4,440	3,990
小松駅～辰口温泉エリア	中型車	3,300	2,970	3,960	3,560
	小型車	3,000	2,700	3,600	3,240

公示第 8 6 号

道路運送法施行規則第 5 5 条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から 1 0 日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から 1 0 日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称（住所並びに代表者の氏名省略）
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成 2 5 年 3 月 1 5 日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

（事案の件名）一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名及び名称	運賃ブロック	事案の概要		
			種類	現行	申請
2 4 旅第 2 0 号	中央タクシー株式会社	長野県 A 地区	時間制運賃の細分化（事案の概要は別紙のとおり）		

別紙

申 請 運 賃

1. 運賃（時間制運賃）

	初乗運賃	加 算 運 賃	
		基 本	加算時間の短縮
特 定 大型車	30分まで 4,600円	30分まで毎に 4,600円	基本30分のうち10分単位 の運賃は以下の額とする。 10分まで 1,530円 20分まで 3,060円
大型車	30分まで 4,500円	30分まで毎に 4,500円	基本30分のうち10分単位 の運賃は以下の額とする。 10分まで 1,500円 20分まで 3,000円
普通車	30分まで 3,200円	30分まで毎に 3,200円	基本30分のうち10分単位 の運賃は以下の額とする。 10分まで 1,060円 20分まで 2,130円

2. 運賃料金の適用方法（時間制運賃）

時間制運賃は、初乗りは 30 分、以後は 10 分単位とする。10 分未満の端数が生じた場合は、10 分単位に切り上げるものとする。

現 行 運 賃

1. 運賃（時間制運賃）

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	30分まで 4,900円	30分まで毎に 4,900円
大 型 車	30分まで 4,800円	30分まで毎に 4,800円
普 通 車	30分まで 3,400円	30分まで毎に 3,400円

2. 運賃料金の適用方法（時間制運賃）

時間制運賃は、30 分単位とする。30 分未満の端数が生じた場合は、30 分単位に切り上げるものとする。

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	新認証第276号
認証年月日	平成25年2月13日
事業者名	有限会社寺尾車体工業
事業場名	有限会社寺尾車体工業
事業場所在地	新潟県新潟市西区寺尾562番4
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】 小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第277号
認証年月日	平成25年3月1日
事業者名	有限会社グロウ
事業場名	有限会社グロウ
事業場所在地	新潟県三条市善久寺字螻田3048番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、 普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普大、普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第278号
認証年月日	平成25年3月11日
事業者名	三光電機株式会社
事業場名	三光電機株式会社
事業場所在地	新潟県長岡市平島町字下新田7番地4
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第344号
認証年月日	平成25年3月7日

事業者名	長野ヤナセ株式会社
事業場名	長野ヤナセ A G
事業場所在地	長野県長野市若宮一丁目 2 番地 1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、 普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普大、普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第 3 4 5 号
認証年月日	平成 2 5 年 3 月 7 日
事業者名	株式会社東日本宇佐美
事業場名	株式会社東日本宇佐美 1 8 号篠ノ井バイパス給油所
事業場所在地	長野県長野市青木島町大塚字宿 3 9 3 番地 1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、 普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普大、普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第 1 8 4 号
認証年月日	平成 2 5 年 3 月 1 1 日
事業者名	株式会社ハーベスト富山
事業場名	株式会社ハーベスト富山
事業場所在地	富山県高岡市上四屋 8 1 4 番地
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、 普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普大、普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第 1 0 1 6 4 号
指定年月日	平成 2 5 年 3 月 1 2 日
事業者名	株式会社 スズキ自販新潟
事業場の名称	株式会社 スズキ自販新潟アリーナ喜多町
事業場の所在地	新潟県長岡市喜多町字村中 1 3 5 7 番 1 8
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、

	小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	—
指定の条件	—

○ 行 政 処 分

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分（平成25年2月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成25年2月18日	能登島交通株式会社 代表者青山洋夫	本社営業所	輸送施設の使用停止 (25日車)、文書警告	平成24年8月1日、高速ツアーバス重点監査の対象となったことを端緒として監査実施。 4件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第1項）、(2) 点呼の記録義務違反等（運輸規則第24条第4項）	3	3
	石川県七尾市能登島須曾町40部76	石川県七尾市能登島須曾町40部76	道路運送法第27条第1項			
平成25年2月25日	有限会社なぎさ交通 代表者川田敏博	本社営業所	輸送施設の使用停止 (190日車)、文書警告	平成24年6月18日、高速ツアーバス重点監査の対象となったことを端緒として監査実施。 23件の違反が認められた。(1) 営業区域外運送（法第20条）、(2) 健康状態の把握義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第5項）、(3) 乗務時間等の基準の遵守違反（運輸規則第21条第1項）、(4) 点呼の実施義務違反等（運輸規則第24条）、(5) 乗務等の記録義務違反等（運輸規則第25条）、(6) 運行記録計による記録義務違反等（運輸規則第26条第1項）、(7) 運行指示書による指示義務違反等（運輸規則第28条の2）、(8) 日雇い運転者等の選任禁止違反（運輸規則第36条第1項）、(9) 乗務員台帳の作成義務違反等（運輸規則第37条第1項）、(10) 運転者に対する指導監督違反等（運輸規則第38条第1項）、(11) 高齢運転者に対する指導監督違反等（運	19	19
	石川県羽咋市柴垣町19字78-44	石川県羽咋市千里浜町ヨ97	道路運送法（以下「法」）第20条、法第27条第1項			

				輸規則第 38 条第 2 項)		
--	--	--	--	-----------------	--	--

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成 25 年 2 月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 25 年 2 月 8 日	有限会社山九運送 代表者九谷修二	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10 日車)、文書警告	平成 23 年 11 月 2 日、石川労働 局との合同監査計画を端緒と して監査実施。3 件の違反が認 められた。(1) 点呼の記録義 務違反等(貨物自動車運送事業 輸送安全規則(以下「安全規 則」)第 7 条第 5 項)、(2) 乗 務等の記載事項義務違反(安全 規則第 8 条)	1	1
	石川県小松市吉竹町 か 24	石川県小松市吉竹町 か 24	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 25 年 2 月 8 日	有限会社居村建設運 輸 代表者居村清二	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60 日車)、文書警告	平成 23 年 7 月 25 日、重点監査 の対象となったことを端緒と して監査実施。8 件の違反が認 められた。(1) 乗務時間等の 基準の遵守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則(以下「安 全規則」)第 3 条第 4 項)、(2) 点呼の実施義務違反等(安全規 則第 7 条)、(3) 乗務等の記載 事項義務違反(安全規則第 8 条)、(4) 運転者に対する指導 監督違反等(安全規則第 10 条 第 1 項)	6	6
	石川県能美市岩内町 イ 77	石川県能美市岩内町 イ 77	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項、同 条第 3 項			
平成 25 年 2 月 8 日	株式会社大虎急送 代表者齊藤俊博	本店営業所	輸送施設の使用停止 (185 日車)	平成 23 年 8 月 22 日、救護措置 義務違反を引き起こしたことを 端緒として監査実施。10 件 の違反が認められた。(1) 健	19	19

	富山県富山市犬島新町 1-5-22	富山県富山市犬島 3-81-3	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第 17 条第 1 項、同条第 3 項、法第 60 条第 1 項	康状態の把握義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第 3 条第 6 項）、 （2）点呼の実施義務違反等（安全規則第 7 条）、（3）乗務等の記載事項義務違反（安全規則第 8 条）、（4）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第 9 条の 4）、（5）運転者に対する指導監督違反等（安全規則第 10 条第 1 項）、（6）報告義務違反（法第 60 条第 1 項）		
平成 25 年 2 月 12 日	大富運輸株式会社 代表者大浦清美	本社営業所	輸送施設の使用停止（170 日車）、文書警告	平成 23 年 9 月 29 日、富山労働局との合同監査計画を端緒として監査実施。6 件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第 3 条第 4 項）、（2）点呼の実施義務違反等（安全規則第 7 条）、（3）運転者に対する指導監督違反（安全規則第 10 条第 1 項）	17	17
	富山県滑川市北野 2891	富山県滑川市北野 2891	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項、同条第 3 項			
平成 25 年 2 月 13 日	有限会社三新工業 代表者安部外喜夫	本社営業所	輸送施設の使用停止（170 日車）	平成 23 年 9 月 16 日、富山労働局からの通報を端緒として監査実施。3 件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第 3 条第 4 項）、（2）健康状態の把握義務違反（安全規則第 3 条第 6 項）、（3）運転者に対する指導監督違反（安全規則第 10 条第 1 項）	17	17
	富山県高岡市石瀬東町 520-2	富山県高岡市石瀬東町 520-2	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項、同条第 3 項			
平成 25 年 2 月 14 日	丸運交通株式会社 代表者亀山瑞穂	流通センター支店	文書警告	平成 24 年 10 月 15 日、新潟労働局からの通報を端緒として監査実施。1 件の違反が認められた。乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項）	0	0
	新潟県新潟市西区流通センター 6-3-5	新潟県新潟市西区流通センター 6-3-5	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項			
平成 25 年 2 月 18 日	信越商運株式会社 代表者本多勝彦	本社営業所	輸送施設の使用停止（100 日車）、文書警告	平成 22 年 9 月 27 日、新潟労働局からの通報を端緒として監査実施。7 件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第 3 条第 4 項）、（2）点呼の実施義務違反等（安全規則第 7 条）、（3）運転者に対する指導監督違反（安全規則第 10	10	10
	新潟県新潟市北区白勢町上大曲 64-16	新潟県新潟市北区白勢町上大曲 64-16	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第 17 条第 1 項、同条第 3 項、法第 18 条第 3 項、法第 25 条第 2 項			

				条第1項)、(4)運行管理者の選任(解任)未届出違反(安全規則第19条)、(5)事業の健全な発達の阻害違反(法第25条第2項)		
平成25年2月18日	長岡乳配株式会社 代表者戸川則夫	本社営業所	文書警告	平成24年9月7日、新潟労働局からの通報を端緒として監査実施。1件の違反が認められた。乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0
	新潟県長岡市高島町 字新保930	新潟県長岡市高島町 字新保930	貨物自動車運送事業 法第17条第1項			
平成25年2月22日	日本海倉庫株式会社 代表者片桐良訓	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成23年7月22日、重点監査の対象となったことを端緒として監査実施。1件の違反が認められた。乗務等の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	1	1
	新潟県新潟市中央区 竜が島1-11-10	新潟県新潟市中央区 竜が島1-11-10	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

以 上